

住田町PRキャラクター「すみっこ」デザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住田町PRキャラクター「すみっこ」が、住田町をPRするキャラクターとして活動するにあたり、「すみっこ」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) デザイン等 「すみっこ」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの

(2) デザインガイドマニュアル デザイン等の利用方法等について住田町観光協会長（以下「会長」という。）が定めたもの

(3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(デザイン等使用料)

第3条 デザイン等を使用する際の料金（以下「デザイン等使用料」という。）は、無償とする。ただし、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることが目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合のデザイン等使用料は、有償とする。

2 有償使用の場合のデザイン等使用料の額は、別表において定めるところにより算定した額とする。

(無償使用の申込み)

第4条 デザイン等無償でしようとする者は、「すみっこ」デザイン等無償使用申込書（別記第1号様式）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて会長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 会長は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の許諾を要しない。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(3) 機関紙及び地方広報誌への掲載等であって、会長がその使用目的を前号に準ずるものと認めたとき。

(4) 住田町内で行う行事において、住田町（以下「町」という。）又は住田町教育委員会の後援又は共催の承諾を受けた事業で用いるとき。

(5) 住田町観光協会が観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図る目的で使用す

るとき。

(6)会長が承認した商品に係る広告及び宣伝に使用するとき。

(7)その他会長が特に必要と認めたとき。

(有償使用の申込み)

第5条 デザイン等を有償で使用しようとする者は、「すみっこ」デザイン等有償使用申込書（別記第2号様式）に、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて会長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

(使用の許諾)

第6条 会長は、第4条第1項又は前条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を許諾するものとする。

(1)町の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2)法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3)特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4)デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。

(5)「すみっこ」のイメージを損なうおそれのあるとき。

(6)その他、会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 会長は、デザイン等の使用を許諾するときは、「すみっこ」デザイン等使用許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 会長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 会長は、使用を許諾しないときは、「すみっこ」デザイン等使用不許諾通知書（別記第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

(着ぐるみの作成及び使用)

第7条 第4条第3項第1号の規定にかかわらず、県内市町村が「すみっこ」の着ぐるみを作成するときは、あらかじめ、会長に協議するものとする。

2 会長は、前項の協議の結果、著作権管理の観点から支障がない場合、これを許諾する。

3 県内市町村以外の者が、「すみっこ」の着ぐるみの作成及び使用を希望するときは、着ぐるみの作成及び使用の目的、作成方法、設置場所、並びに使用方法等を記載した事業計画書を会長に提出し、協議するものとする。

4 会長は、前項の協議の結果、「すみっこ」の着ぐるみの作成及び使用の内容が、公益上の観点から適当であり、かつ著作権管理の観点から有益であると判断したときは、これを許諾する。

5 前項の規定によるデザイン等の使用の際のデザイン等使用料の扱いについては、第3条及び第8条の規定による。

(デザイン等使用料の免除)

第8条 有償による使用の場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者は、デザイン等使用料の免除を申し込むことができる。

(1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。

(2) 住田町への誘客効果やイメージアップ効果が期待できると会長が認めるとき。

(3) 使用する主体と会又は地方自治体との間で特定の政策目的を達成するための連携協力関係が明確であると会長が認めるとき。

(4) その他公益上の観点又は著作権管理の観点から会長が免除することが適当であると認めるとき。

2 前項の規定によりデザイン等使用料の免除を申し込む者は、「すみっこ」デザイン等使用料免除申込書（別記第5号様式）に、前項各号のいずれかに該当することが分かる書面を添えて、会長に提出するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

4 会長は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「すみっこ」デザイン等使用料免除許諾通知書（別記第6号様式）により、申込者に通知するものとする。

5 会長は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、「すみっこ」デザイン等使用料免除不許諾通知書（別記第7号様式）により、申込者に通知するものとする。

(デザイン等の使用期間)

第9条 デザイン等の使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 会長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更の申込み)

第10条 デザイン等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、「すみっこ」デザイン等使用内容変更申込書（別記第8号様式）を会長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 第12条第1項第1号の規定により、デザイン等使用料を申込み時点で一括して算定するとされた物品を、使用期間を超えて販売又は使用する場合は、前項の規定により変更の申込みを行い、許諾を得るものとする。

3 会長は、デザイン等の使用内容の変更を許諾する場合には、「すみっこ」デザイン等使用内容変更許諾通知書（別記第9号様式）により、申込者に通知するものとする。

4 会長は、デザイン等の使用内容の変更を許諾しない場合には、「すみっこ」デザイン等使用内容変更不許諾通知書（別記第10号様式）により、申込者に通知するものとする。

5 第6条、第8条及び第9条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

第11条 会長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

（1）第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（2）第6条第3項の条件に反したとき。

（3）第13条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 会長は、次の各号に該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

（1）前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。

（2）前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 会長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、「すみっこ」デザイン使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第11号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 会長は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。（デザイン等使用料の納付）

第12条 デザイン等使用料は、次に掲げる各号の区分に応じ、各号の定める時期に算定する。

（1）製造物等申込み時に総量が確定するもの 原則として申込み時点で一括して算定する。

（2）申込み時に総量を確定するのが困難なもの 一定の期間を定め、その期間ごとにデザイン等使用料を算定する。

2 使用者は、前項の規定によるデザイン等使用料の算定後、会長が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から15日以内にデザイン等使用料を支払うものとする。

3 前項の規定により納入されたデザイン等使用料は、原則としてこれを返還しない。

4 第1項第2号により、デザイン等使用料を算定する場合、「すみっこ」デザイン等使用料実績報告書（別記第12号様式）により、第6条第2号の規定による通知に記載されたデザイン等使用料算定期間ごとに、デザイン等使用料の額を報告するものとする。

（使用上の遵守事項）

第13条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）許諾された内容により使用すること。

（2）許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

（3）デザインガイドマニュアルに従って使用すること。

（4）原則として物品には「住田町PRマスコットキャラクター すみっこ」と標記を付すること。（空白部の不足その他付記が困難な場合にあつては、「住田@すみっこ」又は「©

住田町観光協会」)を付記すること。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

(5) 原則として物品には許諾証を付すること。

(6) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すること」等の条件を付された場合それに従うこと。

(7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(責任の制限)

第14条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、会長は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

(適用)

2 この要領に基づくデザイン等の使用の許諾は、使用を希望する物品又はサービスが平成26年4月1日以降に提供されるものに適用する。

別表 (第3条第2項)

| 目的 | デザイン等使用料 |
|------------------------|----------------------|
| 販売を目的とするもの | 小売価格(消費税賦課前)×5%×製造個数 |
| 販売以外を目的とするもの(景品等) | 製造価格×5%×製造個数 |
| サービス | サービス利用料金×5%×利用回数 |
| 上記以外でデザイン等使用料の算定が困難な場合 | 別途協議の上で決定した額 |